

令和5年
第5回定例会議事録

令和5年5月17日

泉大津市教育委員会

令和5年5月17日(水)午前10時より令和5年第5回泉大津市教育委員会
会議定例会を泉大津市役所3階301会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育部長	丸山 理佳
教育部次長兼教育政策統括監	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
教育部生涯学習課長補佐兼文化財係長	奥野 美和
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	友永 彩絵

案件

- 日程第 1 議案第 2 5 号 泉大津市立学校校舎等使用規則の一部改正について
- 日程第 2 議案第 2 6 号 泉大津市立学校校舎等の使用に係る実費の徴収に関する要綱の制定について
- 日程第 3 報告第 1 1 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 4 報告第 1 3 号 「評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱」及び「苦情対応要領」の制定について
- 日程第 5 議案第 2 7 号 令和5年度泉大津市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 6 報告第 1 2 号 令和4年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係る経費の繰越しについて

議事録署名委員

教育委員 奥 健一郎

会議の顛末

○竹内教育長 令和5年第5回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和5年第4回教育委員会会議定例会議事録の承認

△日程第1 議案第25号 泉大津市立学校校舎等使用規則の一部改正について

△日程第2 議案第26号 泉大津市立学校校舎等の使用に係る実費の徴収に関する要綱の制定について

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）本議案は、学校施設の使用団体の明確化及び学校体育館の空調使用料の実費の徴収を実施するにあたり、所要の改正を行うとともに、新たに要綱制定を行うものです。

日程第1 議案第25号 泉大津市立学校校舎等使用規則の一部改正について、趣旨は、本市学校施設の目的外使用について、普通使用できる団体を明確化するため、団体の構成内容を変更するとともに、学校施設を使用する団体に対し、施設使用に係る実費を納付してもらうため、所要の改正を行うものです。

施行期日は、この規則は、令和5年7月1日から施行します。

改正内容は、別紙1をご覧ください。あわせて新旧対照表もご覧ください。

まず、第2条第2号中「市民及び市内の団体」を「構成員の過半数が市内に在住、通勤又は通学する者で組織される団体」に改めます。続きまして、第14条実費の納付、普通使用する団体は、別に定めるところにより、その使用に係る実費を納めなければならない。この1条を追加いたします。施行期日は、この規則は、令和5年7月1日から施行します。この規則の規定は、令和5年7月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例によるものです。

日程第2 議案第26号 泉大津市立学校校舎等の使用に係る実費の徴収に関する要綱の制定について、こちらは先ほど説明させていただきました規則第14条に規定する実費の徴収に関し、学校体育館に設置された空調設備を使用する時の実費を徴収するにあたり、必要な事項を定める要綱を制定するものです。

制定内容は別紙2のとおり、施行期日は令和5年7月1日から施行します。

別紙2をご覧ください。泉大津市立学校校舎等の使用に係る実費の徴収に関する要綱といたしまして、第1条 この要綱は、泉大津市立学校校舎等使用規則第14条に規定する実費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。第3条 この要綱により実費を徴収する学校施設は、泉大津市立学校園条例に規定する泉大津市立小学校及び泉大津市立中学校の体育館とする。第4条 泉大津市教育委員会は、学校体育館を普通使用する団体から、学校体育館に設置された空調設備を使用するときの実費を徴収するものとする。第2項 前項に規定する実費の額は、空調設備の利用12分につき500円とする。ただし、使用時間に12分未満の端数がある場合は、12分使用したものとみなす。第3項 実費の支払は、教育委員会が発行するプリペイドカードの購入によるものとする。第4項 既に徴収した実費は、還付しない。ただし、次に掲げるときは、その全部又は一部を還付することができる。(1)使用者の責によらない理由により空調設備の使用ができないと

き。(2)教育委員会が相当の事由があると認めるとき。第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、実費を徴収しないものとする。(1)市が主体となって事業を行うために学校体育館を使用するとき。(2)使用者が市と連携して行事、活動等を実施するために学校体育館を使用するとき。(3)その他教育委員会が必要と認めるとき。第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。附則として、施行期日、この要綱は、令和5年7月1日から施行する。経過措置 この要綱の規定は、令和5年7月1日以後の学校体育館の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

※議案第25号、26号可決

△日程第3 報告第11号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものです。

報告対象期間は、令和5年4月1日から令和5年4月30日までです。承認内容は別紙3をご覧ください。番号1につきましては団体、2、3、4、6、11につきましては事業で、合計6件の新規事業があります。

◆教育委員（奥健一郎）1番のキッズマネースクールというのはどういうものでしょうか。

◎教育政策課（三上達朗）子どもたちがお金の使い方であったりお金の歴史とかを学ぶものでして、ボックスゼロという団体自体は初めての申請になりますが、過去に他団体で同じような事業を承認しております。

◆教育委員（奥健一郎）お金の使い方というのは株とかそういうものですか。

◎教育政策課（三上達朗）外国のお金や昔のお金を使って、お店やさんごっこをして金融リテラシーの教育に繋げるということです。

◆教育委員（西尾剛）ツイッターで調べてみたのですが、良くない噂とかも出ていて、僕が見た限りでは、保険会社のファイナンシャルプランナーの方がやっていて、子ども向けのキッズマネースクールでお店やさんごっこを通してお金の意義とか使い方を学ばせているんですけど、それと同時に、必ずしも今回承認した団体がそうだという訳ではないのですが、その隣で親向けに保険のこと等を教えて、保険に入ることを勧めたりしているようです。子どもがいる方は保険のことを考えるじゃないですか。そういう保険を勧めて、そこで住所や氏名を書いてもらって、後日に保険の勧誘に入るといふのがあつたようです。個人情報を集めるためにやっているのではないかなと思います。キッズマネースクール自体は商業目的ではないと思いますが、それを利用して個人情報の収集に使っていることもあるようなので、承認するのはもう少し慎重であるべきだと思います。もう1点、どのイベントも住所や氏名を書かせるかもしれないですね。本当だったら、個人情報保護法で目的外に使つたらだめなんですよね。あくまで個人情報保護法は事業者が対象ですが、目的外の勧誘や商売等に使つたら違反になりますので、こういう後援をするときも、イベントの際に得た住所や氏名とかを目的以外に使用しないというようなことを一筆書いてもらうとか申請書にその内容を記載しておくとかをしておくほうが今後良いのではないかなと思います。

- ◎教育政策課長（大塚和弘）その辺りは、後援を承認する際には承認通知書を送って、一定の条件を記載しておりますので、その中に含めるかということをおまえて今後の対応を検討させていただきます。
- ◆教育長（竹内悟）今は入っていないのですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）入っていないです。
- ◆教育長（竹内悟）この事業は実施日がまだなので、個人情報目的外使用はやめておいてくださいと連絡を入れておきますか、慎重を期して。
- ◎教育政策課（三上達朗）そうしておきます。
- ◆教育委員（奥健一郎）年齢対象はいくつですか。
- ◎教育政策課（三上達朗）4歳から10歳くらいです。
- ◆教育委員（奥健一郎）では親同伴ですね。じゃあ連絡を入れておいた方が良いでしょうね。
- ◆教育委員（池島明子）6番のアトリエすばるさんは、例えば、アトリエでされている絵画教室の児童を集める目的ではないということではなかったでしょうか。
- ◎教育政策課（三上達朗）あくまで、子どもを喜ばせるアート体験ができる方を全国から募集して、アート体験会を行うというのが趣旨と聞いております。
- ◆教育委員（澤田久子）ピープルアクティブライフさんがやっている事業ですが、今までも承認していたということで、やっている内容は良いと私は思うのですが、参加費が結構高いみたいなので、高い参加費がかかるものに教育委員会が後援しているというのは、いろんな人が参加できるものではないのではないかなと思います、その辺りが引っかけるところかなと思います。
- ◆教育委員（奥健一郎）どのくらいかかるんですか。
- ◆教育委員（澤田久子）私が見たものは、1回行くのに7,000円とかでした。講師を呼んできて、子どもたちに実体験をさせたりとかでお金もかかるのかなとは思いますが。たくさんの方が参加できるような価格帯だったら、自然体験ができそうなので良いとは思いますが、教育委員会が後援を出すにあたって、その辺りが気になりました。
- ◆教育委員（西尾剛）僕もボーイスカウトをやっていますが、教育委員会の後援があるとやはり集まりが違います。信用ができるものと思ってもらえる。だから後援名義は取りたいんだと思います。やはり子どもを預けるとなったら、安全性が心配になる。そこに教育委員会の後援があると、何かあれば教育委員会がちゃんと調べてくれるんじゃないかと思って箔が付く。なのでおっしゃるように、なんでもというか、宿泊を伴うようなものに後援を出すのはどうかなと思います。
- ◆教育委員（澤田久子）宿泊はもっと高かったと思います。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）参加費等、その辺りの基準であったり、先ほど池島委員からご意見ありましたアトリエすばるにつきましても、実際絵画教室をやっているところになりますので、このアート体験会自体は絵画教室の児童を募集するものではないですが、教室の生徒を増やすことに繋がっていくのではないかなというご意見は当然あるかなと思いますので、泉大津市の教育委員会だけではなく、他市の教育委員会の後援も同時に承認をもらっているケースもありますので、近隣自治体の考え方も踏まえて、今後も調査研究という形で進めていきたいと思えます。
- ◆教育委員（西尾剛）前も言いましたが、どこかひとつの教育委員会の後援を取ると後が取りやすいんです。だから、どこかが許可しているから良いというのも問題かなと思います。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）実際に承認を悩む申請が他市であった場合、泉大津市にも申請が来たかという問い合わせを受けるケースもあります。なかなか細かい

ところまで追いきれないというのが現実としてありますので、どこまでの基準を設けるかというのは引き続き考えていきたいと思えます。

- ◆教育長（竹内悟）先ほど西尾委員が言われたように、個人情報目的外使用という点について、参加した人に対して後日案内を出したりしないことを厳守してもらうようにしないといけないですね。

※報告第11号終結

- ◆教育長（竹内悟）泉大津市教育委員会会議規則第6条第2項、「会議招集の告示後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。」この規程により、追加で議案を付議します。

△日程第4 報告第13号 「評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱」及び「苦情対応要領」の制定について

- ◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則第9条の規定に基づく評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関し必要な事項を定める要綱と、要綱の実施に関し必要な事項を定めた要領の制定について、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第3条第2項により、教育長が教育事務を執行したので報告するものです。

根拠法令は、「府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則 第9条 前条の規定により開示を受けた職員は、評価の結果に苦情があるときは、府教育委員会が定める方法により、苦情の申出をすることができる。」によるものです。

制定内容は、別紙6の要綱、要領のとおりとなっております。次ページをご覧ください。評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱です。目的は、府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則第9条の規定に基づき、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関し必要な事項を定めるものです。苦情対応の基本的考え方等は、苦情対応は、評価結果に対する被評価者と評価者の共通認識の形成に寄与することにより、学校における信頼関係の醸成を図るとともに、評価の公正性・公平性に資するものであり、被評価者、評価者及びすべての関係者は、真摯に対応しなければならない。苦情審査会については、第3条 申出のあった苦情について審査するため、苦情審査会を設置する。委員と会長は、3ページ下の別表にありますように、会長が教育長、委員が教育部長・教育政策統括監、教育部指導課長となっております。調査員につきましては、第5条に記載がございます。調査員は、教育部指導課の職員をもって充てます。第6条には、苦情を申し出ることができる旨について記載されております。第7条には、事案の調査等について記載があります。調査員は調査を行い、その結果を会長に報告します。3ページ、第8条には、事案の審査等について記載があります。第9条には、苦情対応の終了について、審査結果の通知をもって終了します。第10条以降につきましては、守秘義務等について記載されております。

4ページをご覧ください。苦情対応要領です。趣旨は、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱の実施に関し必要な事項を定めるものです。苦情申出の手続きは、苦情を有する職員が苦情の申出をしようとするときは、事務局に連絡し、苦情申出書の持参、日時その他必要な事項について調整しなけれ

ばなりません。事案の調査等につきましては、(1)調査員は、申出のあった苦情について調査するときは、原則として2名で対応するものとする。(2)調査員は、苦情申出書に基づく内容を申出者から、聴取するものとする。(3)要綱第6条第1項の規定により苦情を申し出た職員から、第三者を同席させたい旨の意思表示があった場合は、調査員が苦情内容の聴取を行う場合に限り、職員団体役員その他府費負担教職員1名の同席を認めることとする。ただし、申出者は、第2(1)の連絡時に、あらかじめその旨を事務局に連絡しておかなければならない。(4)前項に規定する第三者は、書面により意見書を提出することができる。ただし、意見書は、申出者が行う評価結果に対する苦情に関するものに限る。(5)調査員は、苦情内容について、評価者から評価理由を確認する。続いて、事案の審査等について、(1)審査会は、申出事案にかかる評価結果が、評価者の把握した事実に基づき、評価基準等に照らして評価されているかどうかを審査する。(2)審査は、苦情申出書、調査員が評価者から聴取して作成した調書、第三者の意見書に基づき行う。(3)審査会は、必要に応じ、調査員に再調査をさせることができる。(4)審査の結果は、第3号様式により申出者に、第4号様式により評価者にそれぞれ通知するとなっております。

この要綱及び要領は、令和5年4月1日から施行するものです。

- ◆教育委員（西尾剛）これは今まで苦情があっても特にどういう風に対応するかは定めていなかったのを要綱にしたということですか。
- ◆教育長（竹内悟）苦情があった時に、今まではこれらが必要なところまで至っていませんでしたが、今回は必要な事案があり、要綱を策定することになりました。
- ◆教育委員（西尾剛）評価というのは、例えば、生徒で言えば「B」となっているのを、「A」じゃないとおかしいじゃないとか、そういうことですか。
- ◆教育長（竹内悟）そうです。ただ、大阪府の教職員の自己申告票の評価というのが、SS、S、A、B、Cの5段階で、Aが一番多いです。今回、自己申告票の目標設定の段階でチェックしていれば良かったのですが、目標が低いまま進んで、最後評価をする段階で低い評価をつけてしまっているのが良くないなと指導課と話をしています。自己申告票の研修は管理職の悉皆研修で府が毎年していますが、なかなかうまくいかないこともある。今回は、府まで苦情が行って、市できちんと解決しなさいとなったときに、この要綱が必要ですよと言われて策定に至りました。
- ◆教育委員（西尾剛）これで最終になるのですか。これで不満だったら裁判などということになるのですか。
- ◎指導課長（藤谷考志）これが、教育委員会が関係するものとしては最終になります。もしこれで納得がいかなければ裁判だったりとかになっていきます。
- ◆教育委員（西尾剛）事実上これが最終ということですね。
- ◎指導課長（藤谷考志）審査会の後、通知をさせていただくのが最終となります。
- ◆教育委員（西尾剛）一般的に、こういう評価など主観的なことを裁判で争うと、結果そのものの評価が間違っているということを証明することは困難で、評価をする手続きをしっかりと履行しているかどうかという所しか争うことができません。何回話をしないといけないとか、そういうことを守っているかどうか、それを守っていないからだめなんだという争い方をします。なので、誰が見てもB評価じゃないか、C評価じゃないかということではなくて、少なくとも手続きに違反していないということが非常に大事です。特にこういう不服申し立てとかになった場合にはそこしか見る所がないので、今後、結果が合っていたら良い、というのではなくて手続きもきちんとしていけないと思います。特に、SとかSSの評価の人に関して、またAの人にもそんなに意見は出てこないかもしれ

ないですが、Bなどの評価をつける場合は、なおさら手続きをきちんとしておかないといけないと思います。

- ◆教育長（竹内悟）これは人物評価ではなくて、業績評価と能力評価で総合評価します。業績評価をどう判断するかというと、自己申告票の目標設定が出てきた段階で面談をして、その人の教員としての力に合わせた目標を立て直すように話をしたうえで、その結果として出来たか出来なかったかを話して評価しないといけないと思うのですが、それができていない状況になってしまっていると思います。校長として、この教員にはこういう力を発揮してもらいたいということを理解して本人に話さないといけないと思います。
- ◆教育委員（西尾剛）自己申告目標に達しているかどうかで評価を決めるのか、それとも自己申告票の目標がそもそも低かったらそれを達成していてもだめだということになるのか、どうですか。
- ◆教育長（竹内悟）業績評価が基本、自己申告票に書いている数値目標の達成で判断、そのプロセスで能力評価を判断すると府からは言われています。
- ◆教育委員（奥健一郎）目標を達成したと言うけれど、そもそも低い目標だから能力が低いと思われてもしょうがないという理屈と、校長が支えながら目標を上げないといけないということをきちんとやらなかったのも悪いというので、どっちもどっちということだと思います。

※報告第13号終結

- ◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

については、日程第5と日程6を非公開とすることに異議はございませんか。

〈異議なし〉

異議がないようなので、日程第5と日程第6は非公開とします。

午前11時10分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員